# 転入届の特例にかかる転出届(郵送請求用)

- ・ この届出ができるのは、転出される方の中に「マイナンバーカード」(以下、「カード」)の交付を受けている方が含まれる場合に限ります。
- ・ 転出証明書は発行されません。転入時にカードを持参する必要があります。
- ・ 墨田区を転出してから**14日以上**経過している場合、または有効なカードをお持ちでない場合は、通常の転出届とし、転出証明書を送付します。

届出人氏名(自署)				
昼間の連絡先(携帯可)				
引越し日/引越し予定日(異動日)	記入日			
年 月 日		年	月	日
新しい住所 〒				
世帯主名				
今までの住所(届出人住所)				
東京都墨田区				
世帯主名 □届出人に同じ				
転出に伴うご案内の送付先				
□新しい住所(※引越し日以降に発送します)				
口今までの住所(墨田区の住所)				
□案内不要(※返信用封筒は必要ありません。転出に伴うご	案内が必要な場合は	、ご連絡する	ことがございます	。)

## 異動する人をすべて記入してください。

異動する方の氏名	生年月日				マイナンバーカード有無			
ふりがな	明	大	昭	平	令	西暦		
			年		月	日	有	· 無
ふりがな	明	大	昭	平	令	西暦	有:無	
			年		月	日		· 無
ふりがな	明	大	昭	平	令	西暦		
			年		月	日	有	· <del>無</del>
ふりがな	明	大	昭	平	令	西暦		
			年		月	日	有	· 無

### 《送っていただくもの》

- 1. 転出届(本書)
- 2. 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書など)の写し
- 3. 返信用封筒(郵便料金分の切手を貼付したもの)※案内不要の方は必要ありません。

《送付先》 ↓切り取って使用できます。

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所 窓口課 住民異動係 (転出届在中)

《問い合わせ先》 電話 03-5608-6102(直通)

### 郵送による転出届

墨田区外へ引越す際の転出届は、郵送でもお手続きができます。

転出届(郵送請求用)をご記入のうえ、必要書類を同封して下記まで送付してください。

※引越し日の14日前から転出届出ができます。

【送付先】 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所 窓口課 住民異動係



#### お手続きに必要なもの

- ・ 転出届(郵送請求用)、または転入届の特例にかかる転出届(郵送請求用)
- ・ 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書など)の写し
- ・ 返信用封筒(郵便料金分の切手を貼付したもの)※案内不要の方は返信用封筒は必要ありません。

#### お手続きができる方

郵送での請求はご本人様と、その同一世帯の方のみになります。

#### 届出時のご注意

- ・転出届到着後、転出処理までに数日かかります。
  - ※不備があった場合は、転出手続きの完了や、転出証明書の発送までにお時間がかかることがあります。
- ・ 返送先が新しい住所の場合、引越し日(予定日)が到来してから発送します。

#### 転入届の特例にかかる転出届を出す場合(海外転出は不可)

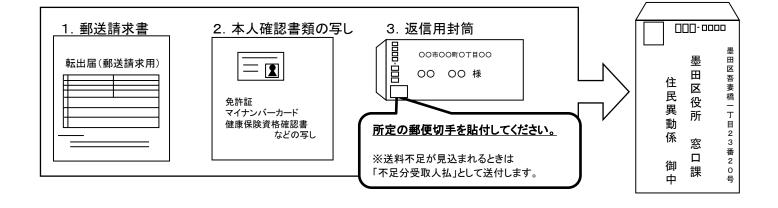
- \* この届出ができるのは、転出される方の中に「マイナンバーカード」の交付を受けている方が含まれる場合に限ります。
- 転出証明書は発行されません。転入時にカードを持参する必要があります。
- ・ お引越し日から14日以内(平日)に転入手続きをしてください。

#### 国外へ転出する場合(特例転出はできません)

- ・ 転出届は国外へ転出する日のおおむね14日前から出国の日の当日までに出してください。
- ※出国日を遡っての転出は、パスポートのコピー(氏名、生年月日、顔写真記載ページ及び出国スタンプのページ)を別途同封してください。
- ・返信用封筒の同封は不要です。転出に伴うご案内が必要な場合は、ご連絡することがございます。

#### ご確認をお願いします

- □ 引越し日や、新しい住所の記入もれはありませんか。
- □ 昼間ご連絡がとれる電話番号が記入されていますか。
- □本人確認書類のコピーは同封していますか。
- □ 返信用封筒に郵送料金分の切手が貼ってありますか。



# 転入届の特例にかかる転出届(郵送請求用) ~記入例~

- ・ この届出ができるのは、転出される方の中に「マイナンバーカード」(以下、「カード」)の交付を受けている方が含まれる場合に限ります。
- ・ 転出証明書は発行されません。転入時にカードを持参する必要があります。
- ・ 墨田区を転出してから**14日以上**経過している場合、または有効なカードをお持ちでない場合は、通常の転出届とし、転出証明書を送付します。

	墨田	太郎					
昼間の連絡先(携帯可)	000-0	0000-0	)000				
	 <b>星動</b> 日)		記入日				
令和		〇 月	ОВ	令和 ○	年	〇 月	О В
新しい住所 〒			<u>-</u>				
<sup>†</sup> 000–0000	兵庫県神	神戸市〇〇	)区××町17	「目2番3号			
世帯主名					•••••		••••••
今までの住所(届出人住所)	)						
東京都墨田区	押上17	<b>目1番1</b> ·	-501号				
世帯主名 【届出人に同じ					•••••		
転出に伴うご案内の送付先							
❤️新しい住所(※引越し日	以降に発送	します)					
□今までの住所(墨田区の	り住所)						
□案内不要(※返信用封	筒は必要あり	ません。転出	に伴うご案内が必	要な場合は、ご	連絡する	ことがござい	ます。)

### 異動する人をすべて記入してください。

異動する方の氏	5名	生年月日	マイナンバーカード有無
ふりがな	すみだ たろう	明大野平令西暦	
	墨田 太郎	OO 年 O 月 OO 日	有·無
ふりがな	すみだ はなこ	明大昭中令西暦	
	墨田 花子	OO 年 O 月 OO 日	有·無
ふりがな	すみだ そらまち	明大昭平命西暦	
	墨田 空町	OO 年 O 月 OO 日	有・無
ふりがな		明大昭平令西暦	
		年 月 日	有・無

#### 《送っていただくもの》

届出人氏名(自署)

- 1. 転出届(本書)
- 2. 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書など)の写し
- 3. 返信用封筒(郵便料金分の切手を貼付したもの)※案内不要の方は必要ありません。

《送付先》 ↓切り取って使用できます。

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区役所 窓口課 住民異動係 (転出届在中)

《問い合わせ先》 電話 03-5608-6102(直通)